

第6号議案

蒲郡市火災予防条例の一部改正について

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

屋外催しに係る防火管理を強化するため提案する。

## 蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

蒲郡市火災予防条例（昭和48年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第53条に次の1号を加える。

(4) 第45条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第54条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の蒲郡市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第53条第4号の規定は、平成27年7月1日以後に改正後の条例第45条の2の規定により指定された催しについて、同条例第45条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して適用する。